

## プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について

### 1 概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進する。

### 2 背景

海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機とし、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まった。

### 3 3R+Renewableの基本原則

- ・回避可能なプラスチックの使用を合理化（Reduce・Reuse）
- ・再生素材や再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）への切替  
（Renewable）
- ・徹底したリサイクルの実施（Recycle）

### 4 市町村の役割

家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう務める。

### 5 本市のプラスチック使用製品分別収集の現状

種類	例	処理方法
プラスチック製容器包装	食品トレイ、カップ麺などの容器、洗剤・シャンプーなどの容器	燃やせるごみとして収集し、焼却 (サーマルリサイクル)
上記以外のプラスチック使用製品	破砕処理が不要	ストロー、スポンジ、クリアファイル、タッパーなど 燃やせるごみとして収集し、焼却 (サーマルリサイクル)
	破砕処理が必要	プラスチック製のおもちゃ、調理器具、食器、歯ブラシなど 燃やせないごみとして収集し、破砕処理後、焼却 (サーマルリサイクル)

※大野・勝山地区広域行政事務組合（ビュークリーンおくえつ）で処理。

※多くの自治体において、プラスチック製容器包装は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成9年一部施行）」に基づき、分別収集、再商品化が進められている（平成12年施行）が、それ以外のプラスチック使用製品は、燃やせるごみ等として処理されているのが現状である。

#### 5 今後について

- ・勝山市、大野・勝山地区広域行政事務組合と連携し、ビークリーンおくえつへの影響の調査を行う。
- ・プラスチック使用製品の分別収集の検討とともに、水分量の多い食品ロスを始めとした生ごみの減量、紙ごみの分別促進への取組を強化していく。